



脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）の DX型CO2削減対策実行支援事業の詳細要件（案）

令和7年3月時点

※あくまでも現時点での案であり、公募開始時には変更している可能性があります。

2月時点からの追記箇所を黄色着色しています。

地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室



制度の詳細要件

補助金の交付を申請できるのは、次の（１）～（１０）に掲げる本邦法人・団体とします。

- (1) 中小企業基本法第２条に定義される**中小企業者**（個人、個人事業主を除く）
- (2) 独立行政法人通則法に規定する**独立行政法人**
- (3) 地方独立行政法人法第21条第3号チに規定される業務を行う**地方独立行政法人**
- (4) 国立大学法人、公立大学法人及び**学校法人**
- (5) 社会福祉法に規定する**社会福祉法人**
- (6) 医療法に規定する**医療法人**
- (7) 特別法の規定に基づき設立された**協同組合等**
- (8) 一般社団法人・一般財団法人及び公益**社団法人**・公益**財団法人**
- (9) その他環境大臣の承認を得て協会が**適当と認める者**
- (10) **地方公共団体**（１～９のいずれかと建物を共同所有する**共同申請者**に限る）

※賃借対照表の「純資産」が２期連続マイナスは対象外

※風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律第２条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む事業場と旅館業法第３条第１項に規定する許可を受け旅館業を営む事業場であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む事業場は申請できません。

申請は(a),(b)を満足する支援対象工場・事業場ごとに提出し、1事業者あたり5件まで可能

補助金の応募者となれる工場・事業場の要件

- (a) 年間CO2排出量が50 t 以上3,000 t 未満の工場・事業場であること
- (b) 応募に際しては、DX対応に登録済の支援機関を選定すること

事業者の所有設備から排出されるCO2

年間CO2排出量の要件対象

燃料・電力等の**エネルギー**起源

重油や天然ガス等の
燃料によるCO2

電気や熱の利用
によるCO2

年間CO2排出量の要件対象外

原料・プロセス等の**非エネルギー**起源

セメント製造等
によるCO2

- DXシステムを導入することが要件となります（既に導入済みのDXシステムを活用する場合でも、補助対象となる可能性があります）。
- 設備導入以外の対策を**3つ以上検討**することが要件となります。

- より効果的な事業を支援できるような要件を設定いたします。

【実施計画に関する要件】

- 設備導入以外の対策を**3つ以上検討**することを義務づけます。大きなハードを伴わない対策（運用改善等）を想定しています。また、その内**複数の対策を実施計画に位置付け、原則実践することを要件**とします。
- DXシステムを活用したデータに基づく改修計画を実施計画に位置付けた場合は、計画策定後2年以内の事業着手を要件とします。
- 本支援を受けた事業者が省CO2型システムへの改修支援事業の支援を受ける際には、設備導入以外の**複数の対策を実行**に移していることを要件とします。

【完了実績報告に関して】

- 完了実績報告と合わせて、**EEGSを用いて毎年度の排出量を報告することを要件**とします。

【事業報告について】

- 事業完了後の3年間の事業報告と合わせて、**EEGSを用いて毎年度の排出量を報告することを要件**とします。

【支援の流れ】

- 診断結果などについては、運営事務局による確認を必須とはしませんが、必要な方は運営事務局によるサポートを任意で受けることが可能です。また、モデル的な取組については運営事務局からの内容の詳細確認にご協力頂く可能性があります。

- R7事業より、複数年度事業が可能となります（2カ年以内）。複数年度事業の留意点は以下の通りです。

【1年目の事業完了後、2年目の事業が開始するまでの期間（事業停止期間）の扱いについて】

- DXシステムをレンタル等で設置する場合（支援機関が所有するDXシステムを活用する場合を含む。）

→事業停止期間もデータを取得し続けることは問題ありませんが、当該期間中の費用は計上できません。

- DXシステムを自身で購入して設置している場合

→購入後の使い方は事業者任せられるので、事業停止期間もデータの取得は可能です。

ただし、導入したシステムの耐用年数までは使用する（データを取り続ける）必要があるため、耐用年数以内で処分しようとする場合、あらかじめ執行団体の承認を受ける必要があります。その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。

【成果物に関して】

- 1年目の成果物としては、データの取得のみでも認めることとします。ただし、2年目の事業完了時には全ての提出書類を用意して頂く必要があります。

